主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律(昭和二五年五月四日法律一三八号)記載の事由の何れにも当らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、九八条に従い、全裁判官一致で、主文のとおり 判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官